


重要なお知らせ




令和4年10月1日より『紹介状なし』で受診する場合の 選定療養費が改定されます

令和4年4月より『国民健康保険法等の一部を改正する法律』の施行に伴い、紹介状を持参されず当院を受診される場合に、診療費とは別にご負担いただく『選定療養費』の金額が、次の通り改定されます。

【初診時】（紹介状をお持ちでない初診患者様）

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から
5,500円（税込み）		<u>7,700円（税込み）</u>

【再診時】（当院での治療が終わり、他の医療機関に紹介を行った後に、引き続き当院への受診を自ら希望された紹介状をお持ちでない患者様。診療の都度のご請求となります） （当院に通院中の方で、新たに別の診療科に紹介状を持参されずに受診を希望される方）

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から
2,750円（税込み）		<u>3,300円（税込み）</u>

* 初診時選定療養費をいただく場合は、初診料288点から200点を控除させていただきます。

* 当院に受診歴のある方、診察券をお持ちの方でも一度治療が終了、中断されている場合は、選定療養費の対象となります。